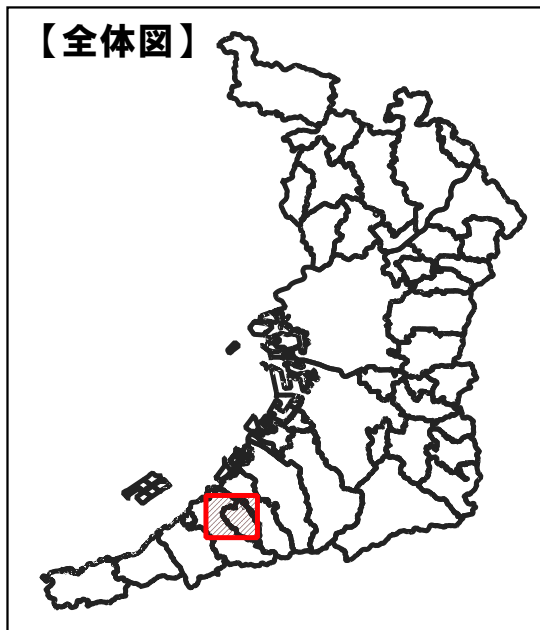
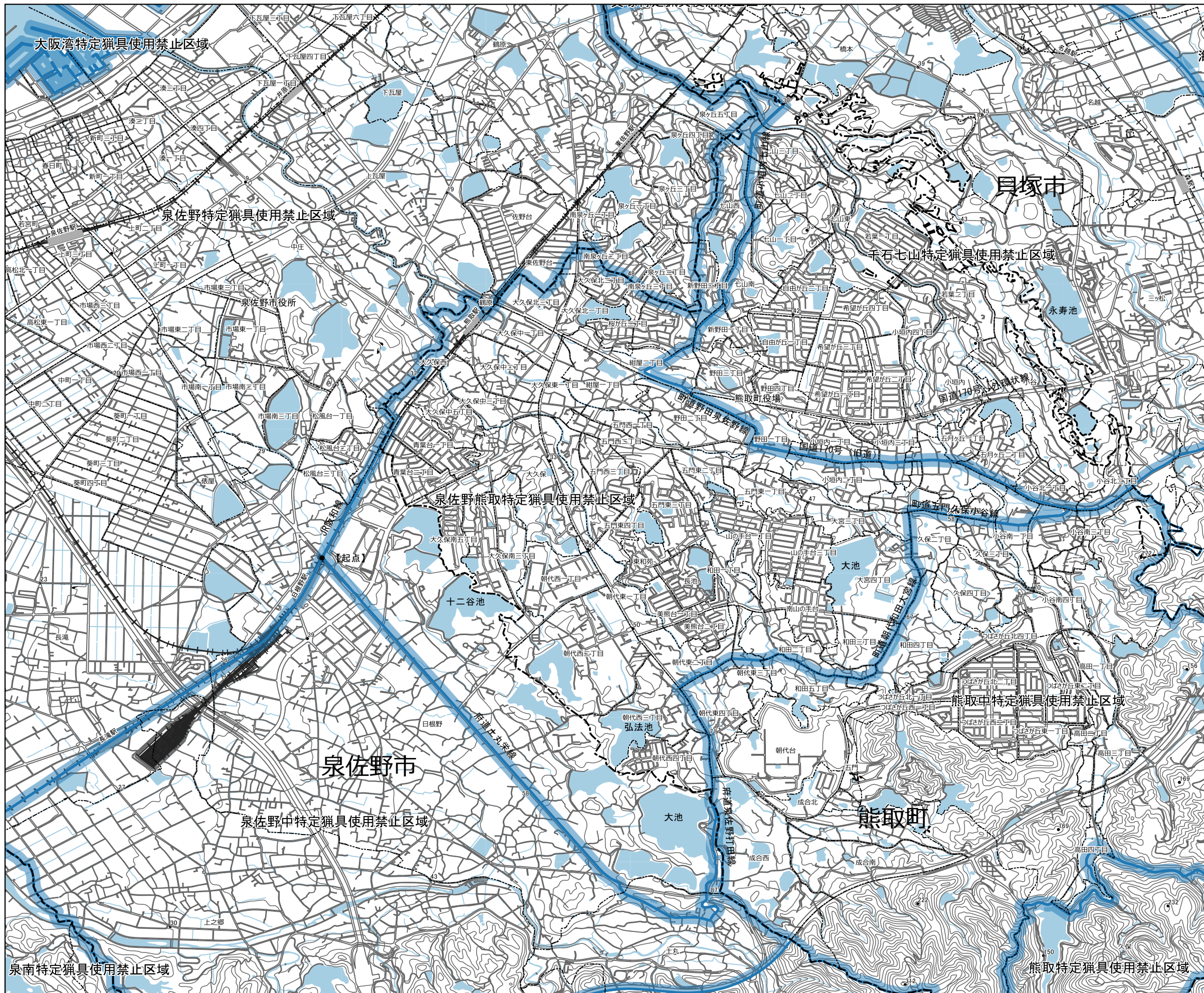


# 60 泉佐野熊取特定猟具使用禁止区域



- 【凡例】**
- 鳥獣保護区
  - 鳥獣保護区特別保護地区
  - 特定猟具使用禁止区域(銃)
  - 鳥獣保護区(他府県)

**【指定区域】**  
 JR阪和線と府道土丸栄線との交点を起点とし、JR阪和線を北北東に約750メートル進み、同線と泉南郡熊取町及び泉佐野市との境界線の交点より、同境界線を北東及び南東進し、町道小垣内七山線との交点に至り、同点から同町道を南東進し、町道野田泉佐野線に至り国道170号、町道五門久保小谷線、町道朝代和田大宮線、府道泉佐野打田線及び府道土丸栄線を経て起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。  
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。